

## 達人が伝授

# 相続増税どう備える編④ 争族を避ける

前回は生前贈与の活用を用いた節税対策を取り上げました。相続税がかかる方は、暦年贈与を毎年行うことが、地道ですが大事です。

今回は実際に相続が発生した際に相続人の中で争いが起こる「争族」にならないようにする為にどうすればよいかを取り上げていきます。

被相続人としては、のこした財産によって、親族間または親族と債権者との間で紛争が生じることは、本意ではないでしょう。「争族」にならないようにするには、遺言書をのこして、誰にどれだけの財産を相続してもらいたいのか、自分の意思を明確にしておいたり、生前贈与によって事前に財産を渡しておくなどの方法が考えられます。

しかし、遺言書をのこすのは、相続に優先順位をつけることであり、不平等を作ることにもなります。きちんと相続人全員に平等に相続させるのは難しく、逆に同居して親の介護をしている相続人や家業を手伝っていた相続人は、そうでない相続人と平等ということになれば納得できない気持ちになるでしょう。

## 相続人に最低限保証

遺言書の内容により相続する財産に不平等があった場合、一定範囲内の相続人に対して最低限度に保証されている相続財産に対する権利として「遺留分」があります。原則として、図に示す通り、法定相続分の2分の1とされています。

本当に後にのこされた人を思うのであれば、「遺留分減殺請求」が起こるかもしれないことも配慮した上で、遺言書を書くのが一番です。また、どうしてそう決めたのか、考えがわかるような一文(付言事項)を

## 法定相続分と遺留分

相続人	相続分	遺留分
配偶者 子(または孫)	配偶者 1/2 子 1/2	配偶者 1/4 子 1/4
配偶者 父母(または祖父母)	配偶者 2/3 父母 1/3	配偶者 1/3 父母 1/6
配偶者 兄弟姉妹(またはおい・めい)	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全部	1/2
子(または孫)のみ	全部	1/2
父母(または祖父母)のみ	全部	1/3
兄弟姉妹(またはおい・めい)のみ	全部	なし

例えば、「子どもには1円も財産をのこしたくない」と思い、遺言書を作成して相続分をゼロと記したとしても、その子どもが「遺留分減殺請求権」を行使すれば、一定の範囲内で取り戻すことができます

## 遺言書で意思明確に 生じる不平等への 配慮も欠かさず

添えておくことが、死後に悲しいもめごとを引き起こさないための、ちょっとした工夫であると言えます。

遺言書が特に必要になる具体的な例として、子供がいない夫婦の夫が亡くなり、相続人が妻と夫の兄弟姉妹というケースです。夫の遺産である6000万円は、長男である夫が、親から相続したものです。子供がいない夫婦の配偶者が亡くなり、兄弟姉妹が相続人になった場合、法定相続分は配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1となります(表参照)。この場合、法定相続は妻が4500万円、兄弟姉妹が1500万円になります。

兄弟姉妹にしてみれば、6000万円はもともと自分たちの親がのこした財産であり、いずれ子供がいない妻が亡くなった場合、妻の兄弟姉妹へ

相続されてしまいます。夫の家の財産が、妻の家に流れてしまう、その事実はなかなか許容できるものではないかもしれません。

こういったケースで「妻にすべてを相続させる」という遺言があると、スムーズに話が進むのは間違いありません。なぜなら、兄弟姉妹には遺留分がない為(表参照)、この遺言に抵抗することができないためです。また、そういった遺言書があったうえで法定相続分を兄弟姉妹に渡すといった妻の配慮があると、人間

関係を壊さずに円満にすみます。

子どものいない夫婦で、相続で兄弟姉妹ともめそうであったり、代襲相続人であるおい・めいとあまり付き合いがなかったりする場合には、遺言書を作っておくことがとても大切です。

## もめるとデメリットも

では、一般的に遺言書がない場合は、どうなるのでしょうか。遺言書がない場合は、誰がどの財産を取得するのかを相続人の中で話し合っただけ、遺産分割協議書を作成する必要があります。分割しにくい財産がある場合には、1人の相続人が不動産の全部を相続し、その代わりに、他の相続人へは不足分を現金で支払う、といった代償分割という遺産分割の方法があります。

遺言書がなく、遺産分割がまとまらなかった場合、税務上、以下の①から④のデメリットがあります。①配偶者の税額軽減の特例の適用が受けられない②小規模宅地等の評価減の特例が適用されなくなる③物納することができない④農地等の納税猶予の特例の適用が受けられない——の4つです。

申告期限から3年以内に遺産分割が決定し、かつ「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を提出している場合には、①と②の適用は遡って受けることができますが、③と④は遡って受けることができません。



清田幸弘(せいた・ゆきひろ)氏 ランドマーク税理士法人代表。農家の出身で農協に9年間勤めたことがある。その視点・経験をもとに資産税コンサルティングを始め、相続税の申告件数は1997年の開業以降累計で1400件を超える。行政書士や農協監査士、宅地建物取引主任者などの資格も保有している。